

(証券コード：2551)  
平成18年11月27日

株 主 各 位

愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地  
**マルサンアイ株式会社**  
代表取締役社長 下村 鈞 爾

## 第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案がございますので、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますから、後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂き、平成18年12月12日（火曜日）午後5時30分までに到着するように、折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- 日 時 平成18年12月13日（水曜日）午前10時
- 場 所 愛知県岡崎市康生町515番地33  
岡崎ニューグランドホテル3階飛龍の間  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。)
- 目的事項
  - 報告事項
    - 第55期（平成17年9月21日から平成18年9月20日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    - 第55期（平成17年9月21日から平成18年9月20日まで）計算書類の内容報告の件
  - 決議事項
    - 第1号議案 剰余金処分の件
    - 第2号議案 定款一部変更の件
    - 第3号議案 取締役12名選任の件
    - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
    - 第5号議案 会計監査人選任の件
    - 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- その他株主総会招集に関する事項  
代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以 上

(お知らせ) 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、修正後の事項をインターネットの当社ウェブサイト (<http://www.marusanai.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承下さいますようお願い申し上げます。

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

# 事 業 報 告

(平成17年9月21日から)  
(平成18年9月20日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油価格の高騰や金利上昇などの懸念要素が見られるものの、企業収益の改善に伴う設備投資の拡大、雇用の改善と個人消費の持ち直しなど景気は総じて回復基調となりました。

食品業界全般におきましては、消費者の「食の安全・安心」への関心が、かつてないほど高まる一方で、法令遵守や環境問題への取り組みなど企業に対する要求はますます高くなっております。また、今後少子高齢化による国内市場の縮小が予想され、新たなマーケットの創造が必要になってきております。

みそ業界におきましては、みその出荷量は7年連続で前年割れとなるなど厳しい状況が続くものの、今年になってテレビメディアにおいてみそが取り上げられたことや、海外における日本食ブームなどみそ業界にとって追い風となる動きが見受けられます。

豆乳業界におきましては、近年拡大基調が続いておりましたが、天候不順やイソフラボンの過剰摂取に関する報道等により販売数量が鈍化しております。

このような環境の中で、当社は消費者の皆様方に安全で安心できる製品の提供に努めるとともに、積極的な新製品の開発や、安全・衛生・品質管理の徹底を図り、事業の効率化に努め、経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、主に豆乳の販売が伸び悩んだため、売上高は、193億19百万円（前連結会計年度比2.0%減）、重油の高騰による製造経費の上昇により売上原価が増加したため、営業利益は1億76百万円（前連結会計年度比77.6%減）、経常利益は72百万円（前連結会計年度比89.0%減）、当期純利益は、3百万円（前連結会計年度比99.0%減）となりました。

当連結会計年度の企業集団の各部門別売上高は、次のとおりであります。

部 門 別	第 54 期 (平成16年9月21日から 平成17年9月20日まで)		第 55 期 (平成17年9月21日から 平成18年9月20日まで)		対前連結会計年度 比 較 増 減 率
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
	百万円	%	百万円	%	%
み そ	5,834	29.6	5,727	29.6	△1.8
豆 乳	9,186	46.6	9,030	46.8	△1.7
飲 料	3,778	19.2	3,596	18.6	△4.8
そ の 他	908	4.6	965	5.0	6.3
合 計	19,708	100.0	19,319	100.0	△2.0

## ① みそ事業

業界全体としてみその出荷量は引き続き減少傾向にあることに加えて、昨年末に販売を再開した即席生みそ汁の出荷が回復途上であることから、売上高は57億27百万円（前連結会計年度比1.8%減）となりました。

### <生みそ>

ロングセラーの「純正こうじ」の出荷が若干落ち込んだものの、当社みそ主力銘柄のひとつである「味の饗宴」の出荷が伸びたため、当連結会計年度における生みその出荷数量は28,362トン（前連結会計年度比2.1%増）、売上高につきましても、46億30百万円（前連結会計年度比1.2%増）となりました。

平成18年2月のテレビ番組で、赤みそや白みその健康機能が紹介され、特に関東、関西圏を中心に赤だしみその販売が飛躍的に増加しております。当社では、関東圏で以前より地道に赤だしみそ、特に「カップ本場赤だし500g」の浸透を図っており、さらに平成18年4月より放映された連続テレビ小説「純情きらり」が岡崎を舞台にされたことから、「純情きらりタイトルロゴ」を印刷した企画品を販売し、販売促進をいたしました。

新製品として、やわらか仕立ての溶けやすいだし入りみそ「らくらくとける 赤だしみそ」、「らくらくとける あわせみそ」、高付加価値商品の育成のため、連結子会社株式会社玉井味噌での「匠」に続いて、小容量・丸型カップ・無添加生・国産大豆（リュウホウ）と国産米（コシヒカリ）を使用した「聖」赤粒を関東・関西の得意先限定で発売いたしました。さらに直販商品への取り組みとして、限定販売商品「一年みそ2kg」、紅麴をご家庭で混ぜてさらに熟成させる「紅麴みそ2kg」を発売いたしました。また、リニューアル商品として、「カップだし入り懐石赤だし」、「カップだし入りあわせ」、「とけやすくおいしい減塩赤だし」、「とけやすくおいしい減塩あわせ」の4品について中身を改良して発売いたしました。

### <調理みそ>

キムチ鍋や坦々ごまみそ鍋などの鍋シリーズが引き続き好調で、売上高は、7億73百万円（前連結会計年度比7.0%増）となりました。新製品として、お手軽サイズの汎用性調理みそ「ミニパックカンタンお料理みそ」を発売いたしました。また、鍋シーズンに向けたリニューアル商品として、「たっぷりキムチ鍋スープ」、「坦々ごまみそ鍋スープ」など味やコンセプトを見直し発売いたしました。

### <即席みそ>

昨年の夏に作業標準不備によるライン汚染により商品の全面自主回収に至り、販売休止しておりました即席生みそ汁の安全性の確認が終了し、昨年12月中旬より順次販売を再開いたしました。現在では生産委託先を従来の一社から二社とすることによりリスクの分散を図っております。売上高は、3億22百万円（前連結会計年度比39.5%減）となりました。新製品として、お湯を注ぐだけで、おいしいみそ汁が食べられる生みそタイプの即席みそ汁「日替り野菜のおみそ汁 赤だし」、「日替り野菜のおみそ汁 あわせ」、「日替り野菜のおみそ汁 こうじ」、「懐石仕立とん汁」「こうじみそとうふ汁」を発売いたしました。また、リニューアル商品として「信州あわせ10食」、「三州赤だし10食」を発売いたしました。

## ② 豆乳飲料事業

豆乳飲料事業全体の売上高は、主に豆乳の出荷が伸び悩んだため、126億26百万円（前連結会計年度比2.6%減）となりました。

なお、持分法適用関連会社のアメリカン・ソイ・プロダクツINC. につきましては、持分法による投資損失38百万円を営業外費用に計上しております。

### <豆乳>

当連結会計年度の上半期において堅調に推移したものの、下半期において春先の天候不順やイソフラボンの過剰摂取に関する報道等により販売数量が伸び悩んだため、出荷数量は、60,154キロリットル（前連結会計年度比0.8%減）、売上高につきましては90億30百万円（前連結会計年度比1.7%減）となりました。新製品として、豆乳を植物性乳酸菌「DD-03」菌で発酵させた発酵豆乳をベースとした「飲む豆乳ヨーグルトプレーン」、「飲む豆乳ヨーグルトマンゴー」、「飲む豆乳ヨーグルトブルーベリー&カクタス」、香り高いダージリン茶葉を使用し、カロリーを控えめに仕上げた「豆乳飲料紅茶」、テトラブリックパックに入った「豆乳鍋」を発売いたしました。また、リニューアル商品として「たっぷり豆乳鍋スープ」を発売いたしました。

### <飲料>

飲料につきましては、連結子会社である株式会社匠美のPB商品（ミネラルウォーター）が一時販売を休止された影響により、出荷数量は30,599キロリットル（前連結会計年度比10.6%減）、売上高につきましては、35億96百万円（前連結会計年度比4.8%減）となりました。新製品として、「麦茶1ℓ」、「黒酢&りんご250ml」を発売いたしました。

## ③ その他の事業

「寄せ鍋」や「ちゃんこ鍋」などの鍋シリーズの出荷が好調で、売上高は9億65百万円（前連結会計年度比6.3%増）となりました。新製品として「豆乳屋さんの青汁（3g×30入り）」を直販専用商品として発売いたしました。リニューアル商品として、「たっぷり寄せ鍋スープ」、「たっぷりちゃんこ鍋スープ」など味やコンセプトを見直し発売いたしました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、総額10億85百万円の設備投資を実施いたしました。

事業別の投資額は、みそ事業で1億77百万円、豆乳飲料事業で3億69百万円、その他の事業で1百万円となっております。主な内容は、みそ事業は、みそ仕込工場設備改修工事及びみそ製品工場設備代替、豆乳飲料事業は、豆乳飲料工場合理化・自動化設備及び排水処理関連設備の工事を実施いたしました。なお、物流センターの建設代金のうち5億37百万円を支出しております。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、平成18年2月3日に公募増資により900,000株（1株の発行価額673円40銭）の新株式を発行し、6億6百万円の資金調達を実施いたしました。

なお、当期中に実施いたしました設備投資等の所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入金により充当いたしております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く社会環境は、内外の諸情勢からみましても今後とも厳しい状況が予想されますが、当社グループにおいて対処すべき課題は次のとおりであります。

##### ① 安全・品質・環境対応強化

消費者の品質や安全に対する要求はますます高いレベルとなってきております。当社グループは、以前より食品における品質・安全性を対処すべき最重要課題として認識しております。

今後も内部監査をより一層強化し、引き続き環境面、安全面、衛生面で細心の注意を払い、安全で安心のできる製品づくりを目指すとともに、トレーサビリティ（原材料から最終消費者に至るまでの履歴を追跡調査するしくみ）への取り組みを強化してまいります。

なお、品質マネジメントシステムの一環として、平成13年9月にISO9001の認証を取得し、より良い品質の追求とともに、社会的環境についても地域との共存ができるような対応を継続してまいります。

##### ② 企業体質強化への取り組み

当社グループの経営基盤である、みそ事業及び豆乳飲料事業の成長が最も重要だと考えております。みそ事業におきましては、業界全体として出荷量が減少傾向にある中で、食生活の多様化に対応した新しい需要をいかに開拓していくのが課題であり、豆乳業界におきましては、参入企業が年々増加し、今後ますます販売競争の激化が予想されます。昨今の原油高は当社においては製造原価をはじめとする様々なコストを大幅に上昇させる要因となっており、販売力を強化していくのはもちろんのこと、生産効率の向上に努め、企業体質の強化に取り組んでまいります。

##### ③ 商品開発力の強化

消費ニーズの多様化、またおいしくて健康・安全志向の高まる食品業界にあって、新製品の開発、既存製品の品質改良は不可欠な課題であります。当社グループの発酵・醸造技術、飲料加工・殺菌技術を最大限に活用して、大豆を中心とした商品開発力の強化に取り組んでまいります。

##### ④ 財務体質の強化

当社グループは設立以来、銀行借入依存型企业で、内部留保も十分でなく、この数年来財務体質改善に取り組んでまいりました。しかしながら、今後ますます激化する企業間競争に勝ち残るためにも、内部留保の確保、株主資本の充実が急務となり、従来の銀行借入中心から、資金調達が多様化を図ることが重要な課題となってきております。

今後も、内部留保の充実を図り、株主資本比率向上を目指し、財務体質強化に取り組んでまいります。

##### ⑤ 人材の確保、人材育成

事業の継続的発展に人材の確保と人材の活用、育成は最大の課題であります。

現在の評価制度の見直しや適材適所の人員配置による人材の育成、またアウトソーシングも含めた人材の流動化に引き続き取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	第52期 (平成14年9月21日から 平成15年9月20日まで)	第53期 (平成15年9月21日から 平成16年9月20日まで)	第54期 (平成16年9月21日から 平成17年9月20日まで)	第55期 (平成17年9月21日から 平成18年9月20日まで)
売上高 (百万円)	17,112	18,641	19,708	19,319
営業利益 (百万円)	926	1,025	789	176
経常利益 (百万円)	733	849	659	72
当期純利益 (百万円)	268	306	343	3
1株当たり当期純利益	24円76銭	28円65銭	32円15銭	0円32銭
総資産 (百万円)	16,379	16,567	16,302	16,462
純資産 (百万円)	2,161	2,439	2,617	3,202

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	持株比率	主要な事業内容
株式会社美匠	富山県中新川郡立山町東大森289番地2	38 <small>百万円</small>	100 %	清涼飲料水の加工販売
株式会社味噌玉井	長野県東筑摩郡筑北村字坂井561番地	45	80	みその製造販売

(注) 株式会社玉井味噌は、市町村合併に伴い、平成17年10月11日付にて長野県東筑摩郡坂井村561番地から住所変更いたしました。

(7) 主要な事業内容

大豆を主原料とするみそ（生みそ、調理みそ、即席みそ）、豆乳、無菌充填技術を生かした飲料類、水（ミネラルウォーター）、その他食品の製造販売。

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名 称	住 所
本社及び本社工場	愛知県岡崎市仁木町字荒下 1 番地
大 門 工 場	愛知県岡崎市大門 4 丁目 1 番地 11
関 東 工 場	群馬県利根郡みなかみ町政所 1010 番地
東 北 支 店	宮城県仙台市泉区名坂字御釜田 147-1 アンジュ市名坂 1 階
北 関 東 支 店	栃木県小山市城東 1 丁目 4-24 小山ビル 2 階
東 京 支 店	東京都世田谷区千歳台 4 丁目 6 番地 5
北 陸 営 業 所	石川県金沢市新神田 1 丁目 9-20 中仙ビル 1 階
静 岡 支 店	静岡県静岡市宮竹 1 丁目 15 番 10 号 オフィスプレステージ 2 階 D 号
三 河 支 店	愛知県豊川市三蔵子町橋本 16 番地 1
名古屋統括支店	愛知県愛知郡長久手町蟹原 911 番地
三 重 支 店	三重県津市雲出本郷町 485 番地
大 阪 支 店	大阪府茨木市舟木町 19 番 3 号
中 国 支 店	広島県東広島市西条西本町 4 丁目 22 番地
九 州 支 店	福岡県福岡市南区高木 1 丁目 9-12

- (注) 1. 平成17年9月21日付にて岡山営業所と広島営業所を統合し、中国支店として広島県東広島市西条西本町4丁目22番地に開設いたしました。
2. 平成17年9月21日付にて九州出張所は九州支店に名称変更いたしました。
3. 関東工場は市町村合併に伴い、平成17年10月1日付にて群馬県利根郡みなかみ町政所1010番地へ住所変更いたしました。
4. 東北支店は平成18年5月15日付にて、宮城県仙台市宮城野区高砂1丁目302番地1より移転いたしました。

② 子会社の事業所

会 社 名	名 称	住 所
株 式 会 社 匠 美	本社及び東大森工場	富山県中新川郡立山町東大森 289 番地 2
	坂井沢工場	富山県中新川郡立山町坂井沢 154 番地 1
株式会社玉井味噌	本社及び本社工場	長野県東筑摩郡筑北村字坂井 561 番地

- (注) 株式会社玉井味噌は市町村合併に伴い、平成17年10月11日付にて長野県東筑摩郡筑坂井村561番地から住所変更いたしました。

(9) 従業員の状況

	従 業 員 数	対前期末比増減
男 性	317 名	+ 1 名
女 性	76	+ 3
合 計	393	+ 4

- (注) 従業員数には、出向社員5名、嘱託5名、パートタイマー48名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,845 百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,274
岡 崎 信 用 金 庫	699
碧 海 信 用 金 庫	535
株 式 会 社 百 五 銀 行	511
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	427
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	420
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	267
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	254
株 式 会 社 十 六 銀 行	134
株 式 会 社 中 京 銀 行	84

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,480,880株
- (注) 平成18年1月17日開催の取締役会の決議に基づき、平成18年2月3日に公募増資により、900,000株の新株式発行を行い、発行済株式の総数が900,000株増加しております。
- (3) 株主数 2,108名（前期末比963名増）
- (4) 発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 佐 藤 産 業	1,525,300 株	13.30 %

(注) 出資比率は自己株式（16,580株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。



#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当又は他の法人等の代表状況
代表取締役社長	下 村 鈞 爾	株式会社匠美代表取締役社長 日本豆乳協会会長
常 務 取 締 役	小 川 脩	開発・マーケティング担当
常 務 取 締 役	鍋 田 紘一郎	営業担当
常 務 取 締 役	鈴 木 擴 司	管理担当
常 務 取 締 役	青 木 春 雄	生産担当 株式会社玉井味噌代表取締役社長
取 締 役	三 浦 里 美	製造部長
取 締 役	大河内 宣 久	経理財務部長
取 締 役	伊 藤 准 次	購買部長 (兼) 海外調達課長
取 締 役	太 田 博 幸	西日本営業部長
取 締 役	中 嶋 広 明	総務人事部長
取 締 役	又 賀 敏 夫	生産管理部長
取 締 役	伊 藤 明 徳	研究所長
取 締 役	浅 井 邦次郎	マーケティング部長
取締役相談役	岩 月 博 保	工場戦略、アメリカン・ソイ・プロダクツINC. 担当 アメリカン・ソイ・プロダクツINC. C. E. O.
常 勤 監 査 役	鈴 木 治 夫	
監 査 役	畝 部 泰 則	税理士 (畝部泰則税理士事務所所長)
監 査 役	新 井 一 弘	税理士 (たくま税理士法人代表)

(注) 1. 畝部泰則及び新井一弘は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 決算期後の平成18年9月21日付をもって取締役の担当職務を次のとおり変更いたしました。

(地 位)	(氏 名)	(変更前)	(変更後)
取 締 役	三 浦 里 美	製 造 部 長	生産統括部統括部長 (兼) 製 造 部 長
取 締 役	大河内 宣 久	経 理 財 務 部 長	経 営 管 理 部 長 (兼) 経 理 財 務 室 長
取 締 役	伊 藤 准 次	購 買 部 長 (兼) 海外調達課長	購 買 部 長
取 締 役	太 田 博 幸	西 日 本 営 業 部 長	営業統括部統括部長 (兼) 特 販 部 長
取 締 役	又 賀 敏 夫	生 産 管 理 部 長	生産統括部副統括部長 (兼) 生 産 管 理 部 長
取 締 役	浅 井 邦 次 郎	マ ー ケ テ ィ ン グ 部 長	社 長 付

3. 取締役伊藤准次、太田博幸、中嶋広明、又賀敏夫、伊藤明徳、浅井邦次郎は、平成17年12月14日の第54回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

4. 取締役小柳忠義は、平成17年12月14日の第54回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役15名 108,744千円

監査役 3名 14,537千円

合計18名 123,281千円

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成6年12月15日開催の定時株主総会において年額1億80百万円以内と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成6年12月15日開催の定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

4. 上記のほか、次の支給額があります。

平成17年12月開催の定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金  
(退任取締役 1名 3百万円)

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 みすず監査法人(注)

リンクス監査法人

(注) 中央青山監査法人は、平成18年9月1日付でみすず監査法人に名称変更いたしました。

(2) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

① 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

みすず監査法人 17,589千円

リンクス監査法人 2,610千円

② 上記①の合計額のうち、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

みすず監査法人 14,889千円

リンクス監査法人 2,610千円

③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

みすず監査法人 14,889千円

リンクス監査法人 2,610千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、証券取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、③の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

④ 当社の会計監査人でありましたみすず監査法人は、平成18年5月10日付で金融庁より平成18年7月1日から平成18年8月31日までの2ヶ月間の業務停止処分を受けたため、平成18年6月30日をもって会計監査人としての資格を喪失いたしました。この処分に伴い、会計監査人が不在になることを回避し、当社に対する監査業務が間断なく実施されることを維持するため、平成18年7月7日をもってリンクス監査法人を一時会計監査人に選任いたしました。監査業務に万全を期すること及び会計監査の継続性の観点から、平成18年9月8日付でみすず監査法人を一時会計監査人として追加選任し、リンクス監査法人との共同監査体制とすることいたしました。

(注) 1. 事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。百分率は、表示単位未満を四捨五入しております。

2. 売上高などの記載金額には、消費税額は含まれておりません。

# 連結貸借対照表

(平成18年9月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,653,587	流動負債	7,473,079
現金及び預金	860,321	支払手形及び買掛金	2,274,646
受取手形及び売掛金	3,332,332	短期借入金	2,924,134
棚卸資産	1,434,726	賞与引当金	358,438
繰延税金資産	339,049	未払金	1,295,987
未収法人税等	17,203	その他	619,873
その他	671,920	固定負債	5,787,336
貸倒引当金	1,966	社債	400,000
固定資産	9,808,951	長期借入金	3,553,915
有形固定資産	7,898,850	退職給付引当金	1,351,713
建物及び構築物	2,522,858	役員退職慰労引当金	188,071
機械装置及び運搬具	2,143,379	繰延税金負債	10,200
土地	2,635,184	その他	283,437
建設仮勘定	537,200	負債合計	13,260,416
その他	60,228	純資産の部	
無形固定資産	31,619	株主資本	3,203,548
借地権	7,551	資本金	865,444
ソフトウェア	13,832	資本剰余金	657,881
電話加入権	8,810	利益剰余金	1,692,335
その他	1,423	自己株式	12,112
投資その他の資産	1,878,481	評価・換算差額等	1,433
投資有価証券	827,436	その他有価証券評価差額金	14,376
繰延税金資産	688,157	繰延ヘッジ損益	228
その他	371,541	為替換算調整勘定	16,038
貸倒引当金	8,654	少数株主持分	7
資産合計	16,462,539	純資産合計	3,202,122
		負債及び純資産合計	16,462,539

# 連結損益計算書

(平成17年9月21日から  
平成18年9月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		19,319,552
売 上 原 価		13,700,206
売 上 総 利 益		5,619,346
販売費及び一般管理費		5,442,505
営 業 利 益		176,840
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	10,343	
そ の 他	136,645	146,988
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	126,592	
持分法による投資損失	38,371	
そ の 他	86,285	251,249
経 常 利 益		72,579
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	59	59
特 別 損 失		
臨 時 償 却 費	12,119	
固 定 資 産 除 却 損	8,485	20,605
税金等調整前当期純利益		52,033
法人税、住民税及び事業税		57,340
法 人 税 等 調 整 額		8,856
少 数 株 主 利 益		7
当 期 純 利 益		3,542

## 連結株主資本等変動計算書

(平成17年9月21日から  
平成18年9月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
前 期 末 残 高	562,144	361,322	1,783,248	84,910	2,621,804
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	303,300	302,760			606,060
剰余金の配当			88,956		88,956
役員賞与			5,500		5,500
当期純利益			3,542		3,542
自己株式の取得				742	742
自己株式の処分		6,201		73,541	67,340
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	303,300	296,558	90,913	72,798	581,744
当 期 末 残 高	865,444	657,881	1,692,335	12,112	3,203,548

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
前 期 末 残 高	17,828		21,906	4,077		2,617,726
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						606,060
剰余金の配当						88,956
役員賞与						5,500
当期純利益						3,542
自己株式の取得						742
自己株式の処分						67,340
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,451	228	5,868	2,644	7	2,651
当期変動額合計	3,451	228	5,868	2,644	7	584,395
当 期 末 残 高	14,376	228	16,038	1,433	7	3,202,122

## 連結注記表

### 1. 記載金額

記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

### 2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数..... 2社  
連結子会社..... 株式会社匠美  
株式会社玉井味噌

すべての子会社を連結しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数... 1社  
持分法を適用した関連会社..... アメリカン・ソイ・プロダクツINC.  
関連会社は1社であります。

当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

#### (3) 会計処理基準に関する事項

重要な資産の評価基準及び評価方法  
有価証券

その他有価証券

時価のあるもの..... 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの..... 移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品..... 総平均法による原価法によっております。

貯蔵品..... 最終仕入原価法によっております。

重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見積利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

重要な繰延資産の処理方法

新株交付費

支出時に全額費用処理しております。

重要な引当金の計上基準

貸倒引当金...債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金...従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額及びそれに対応する社会保険料の会社負担額を計上しております。

退職給付引当金...当社及び連結子会社1社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、それぞれ発生の翌期から費用処理することにしております。

役員退職慰労引当金...当社及び連結子会社1社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員規程に定める退職慰労金に係る規定に基づく期末要支給額を引当計上したものであります。

**重要なリース取引の処理方法**

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

**重要なヘッジ会計の方法**

繰延ヘッジ処理によっております。

**その他連結計算書類作成のための重要な事項**

**消費税等の会計処理**

消費税等の会計処理は、税抜処理によっております。

(4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

(5) 当連結会計年度より、「会社計算規則」(平成18年2月7日法務省令第13号)を適用しております。

**3. 会計方針の変更**

**連結貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準**

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は3,201,887千円であります。

**4. 連結貸借対照表に関する注記**

**(1) 担保に供している資産**

担保に供している資産		担保される債務	
種類	期末帳簿価額	内容	期末残高
建物	1,501,692千円 (1,432,934千円)	一年以内返済予定長期借入金	1,942,584千円 (1,933,500千円)
構築物	656,868千円 (656,868千円)		
機械装置	1,700,285千円 (1,700,285千円)	長期借入金	2,588,315千円 (2,573,350千円)
土地	2,561,749千円 (2,466,436千円)		
投資有価証券	22,250千円 (千円)		
計	6,442,846千円 (6,256,524千円)	計	4,530,899千円 (4,506,850千円)

上記のうち( )内書は、工場財団抵当並びに該当債務を示しています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,465,824千円

5. 連結損益計算書に関する注記

臨時償却費

臨時償却費は、物流センター建設に伴い平成18年11月に除却が予定されているテント倉庫について、帳簿価額から除却予定時までの減価償却相当額を控除した残額を臨時償却したものであります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該連結会計年度の末日における発行済株式の総数

	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式	
普通株式	11,480,880
合 計	11,480,880

(2) 配当金に関する事項

配当金支払額

平成17年12月14日の定時株主総会において、次の通り決議いたしました。

配当金の総額 88,956千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 8円50銭

基準日 平成17年9月20日

効力発生日 平成17年12月15日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成18年12月13日の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

配当金の総額 97,446千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 8円50銭

基準日 平成18年9月20日

効力発生日 平成18年12月14日

7. 1株当たり情報

(1) 1株当たり純資産額 279円31銭

(2) 1株当たり当期純利益 0円32銭



独立監査人の監査報告書

平成18年11月2日

マルサンアイ株式会社  
取締役会 御中

み す ず 監 査 法 人

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 仲 井 一 彦 ㊟

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 新 田 誠 ㊟

リ ン ク ス 監 査 法 人

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 船 津 雅 弘 ㊟

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 川 邊 慎 太 郎 ㊟

私どもは、会社法第444条第4項の規定に基づき、マルサンアイ株式会社の平成17年9月21日から平成18年9月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、私どもの責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルサンアイ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当社の監査役会は、平成17年9月21日から平成18年9月20日までの第55期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役より監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、コンプライアンス及び内部統制システムに関する重点監査項目を設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役等及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として、会社計算規則第159条各号に掲げる事項を適切な基準に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人みずす監査法人（平成18年9月より一時会計監査人）及び一時会計監査人リンクス監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成18年11月6日

マルサンアイ株式会社 監査役会

常勤監査役 鈴木 治 夫 ㊟

監査役 畝 部 泰 則 ㊟

監査役 新 井 一 弘 ㊟

(注) 監査役畝部泰則及び監査役新井一弘は、会社法第2条第16号及び会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 貸借対照表

(平成18年9月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,609,791	流動負債	7,328,134
現金及び預金	854,211	支払手形	1,171,378
受取手形	215,090	買掛金	1,023,969
売掛金	2,976,922	1年以内返済予定長期借入金	2,915,050
商品	5,126	未払金	1,301,154
製成品	502,646	未払消費税等	16,714
原材料	317,516	未払費用	174,095
仕掛品	464,304	賞与引当金	342,910
貯蔵品	76,788	設備支払手形	359,774
前払費用	192,224	その他	23,087
繰延税金資産	141,491	固定負債	5,758,631
未収入金	331,900	社債	400,000
短期貸付金	341,038	長期借入金	3,538,950
未収法人税	159,000	退職給付引当金	1,349,085
その他金	17,487	役員退職慰労引当金	187,159
貸倒引当金	15,643	長期設備支払手形	157,856
固定資産	9,655,572	預り保証金	61,540
有形固定資産	7,903,019	その他	64,039
建物	1,750,123	負債合計	13,086,766
構築物	695,284	純資産の部	
機械装置	2,101,923	株主資本	3,163,641
車両運搬具	4,128	資本金	865,444
工具器具備品	59,713	資本剰余金	657,881
土地	2,754,646	資本準備金	612,520
建設仮勘定	537,200	その他資本剰余金	45,361
無形固定資産	31,409	利益剰余金	1,652,428
借地権	7,551	利益準備金	111,300
ソフトウェア	13,795	その他利益剰余金	1,541,128
電話加入権	8,637	別途積立金	489,000
その他の権利	1,423	繰越利益剰余金	1,052,128
投資その他の資産	1,721,144	自己株式	12,112
投資有価証券	555,327	評価・換算差額等	14,956
関係会社株	67,867	その他有価証券評価差額金	14,728
出資	2,259	繰延ヘッジ損益	228
長期貸付金	165,000	純資産合計	3,178,597
長期営業債権	844	負債及び純資産合計	16,265,363
長期前払費用	135,829		
繰延税金資産	652,100		
保険積立金	130,141		
差入保証金	43,385		
その他引当	41,235		
貸倒引当金	72,844		
資産合計	16,265,363		

# 損益計算書

(平成17年9月21日から  
平成18年9月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		18,853,821
売 上 原 価		13,439,236
売 上 総 利 益		5,414,585
販売費及び一般管理費		5,219,245
営 業 利 益		195,339
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	14,998	
そ の 他	140,652	155,651
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	125,804	
そ の 他	79,181	204,985
経 常 利 益		146,005
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	1,303	1,303
特 別 損 失		
臨 時 償 却 費	12,119	
固 定 資 産 除 却 損	8,476	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	39,000	59,596
税 引 前 当 期 純 利 益		87,713
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		57,000
法 人 税 等 調 整 額		8,400
当 期 純 利 益		22,313

## 株主資本等変動計算書

(平成17年9月21日から  
平成18年9月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
前 期 末 残 高	562,144	309,760	51,562	361,322
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	303,300	302,760		302,760
剰余金の配当				
役 員 賞 与				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			6,201	6,201
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	303,300	302,760	6,201	296,558
当 期 末 残 高	865,444	612,520	45,361	657,881

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計			
前 期 末 残 高	111,300	489,000	1,124,270	1,613,270	1,724,571	84,910	2,563,127
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行							606,060
剰余金の配当			88,956	88,956	88,956		88,956
役 員 賞 与			5,500	5,500	5,500		5,500
当 期 純 利 益			22,313	22,313	22,313		22,313
自己株式の取得						742	742
自己株式の処分						73,541	67,340
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計			72,142	72,142	72,142	72,798	600,514
当 期 末 残 高	111,300	489,000	1,052,128	1,541,128	1,652,428	12,112	3,163,641

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
前 期 末 残 高	17,638		17,638	2,580,765
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				606,060
剰余金の配当				88,956
役 員 賞 与				5,500
当 期 純 利 益				22,313
自己株式の取得				742
自己株式の処分				67,340
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,910	228	2,682	2,682
当期変動額合計	2,910	228	2,682	597,831
当 期 末 残 高	14,728	228	14,956	3,178,597

## 個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。
2. 重要な会計方針
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法を採用しております。  
その他有価証券  
時価のあるもの..... 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。  
時価のないもの..... 移動平均法による原価法を採用しております。
  - (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
時価法を採用しております。
  - (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
商品・製品・原材料・仕掛品..... 総平均法による原価法によっております。  
貯蔵品..... 最終仕入原価法によっております。
  - (4) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産  
定率法によっております。  
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。  
無形固定資産  
定額法によっております。  
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見積利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
  - (5) 繰延資産の処理方法  
新株交付費  
支出時に全額費用処理しております。
  - (6) 引当金の計上基準  
貸倒引当金...債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  
賞与引当金...従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額及びそれに対応する社会保険料の会社負担額を計上しております。  
退職給付引当金...従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生翌期から費用処理することにしております。  
役員退職慰労引当金...役員退職慰労金の支給に備えるため、役員規程に定める退職慰労金に係る規定に基づく期末要支給額を引当計上したものであります。
  - (7) リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (8) ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。
- (9) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜処理によっております。
- (10) 当期より、「会社計算規則」(平成18年2月7日法務省令第13号)を適用しております。

### 3. 会計方針の変更

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は3,178,369千円であります。

### 4. 貸借対照表関係

#### (1) 担保に供している資産

種 類	担 保 に 供 し て い る 資 産		担 保 さ れ る 債 務	
	期 末 帳 簿 価 額		内 容	期 末 残 高
建 物	1,472,396千円	(1,432,934千円)	一年以内返済 予定長期借入金 長期借入金	1,933,500千円 (1,933,500千円)
構 築 物	656,868千円	(656,868千円)		
機 械 装 置	1,700,285千円	(1,700,285千円)		
土 地	2,672,800千円	(2,466,436千円)		
投資有価証券	22,250千円	( 千円)		
計	6,524,600千円	(6,256,524千円)	計	4,506,850千円 (4,506,850千円)

上記のうち( )内書は、工場財団抵当並びに該当債務を示しています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,057,806千円

(3) 保証債務

相 手 先	内 容	金 額
株式会社玉井味噌	銀行借入金保証	24,049千円

#### (4) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	205,892千円
長期金銭債権	165,000千円
短期金銭債務	49,294千円

### 5. 損益計算書関係

#### (1) 関係会社との取引高

売 上 高	179千円
外 注 加 工 費	305,309千円
上記以外の営業取引高	2,008千円
営業取引以外の取引高	12,921千円

#### (2) 臨時償却費

臨時償却費は、物流センター建設に伴い平成18年11月に除却が予定されているテント倉庫について、帳簿価額から除却予定時までの減価償却相当額を控除した残額を臨時償却したものであります。

### 6. 株主資本等変動計算書関係

当期末における自己株式の数

普通株式

16,580株



7. 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払金	176,800千円
退職給付引当金	538,000千円
賞与引当金	136,700千円
役員退職慰労引当金	74,600千円
その他	67,000千円
繰延税金資産合計	993,100千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	9,000千円
その他	100千円
繰延税金負債合計	9,100千円
繰延税金資産の純額	984,000千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

資産の種類	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置	925,595	327,219	598,375
車両運搬具	27,210	7,103	20,106
工具器具備品	43,818	31,442	12,375
ソフトウェア	70,555	42,799	27,756
計	1,067,179	408,564	658,614

未経過リース料期末残高相当額

1年以内 187,902千円

1年超 504,171千円

合計 692,074千円

支払リース料、減価償却相当額及び支払利息相当額

支払リース料 209,189千円

減価償却費相当額 105,480千円

支払利息相当額 22,149千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

- (2) オペレーティング・リース取引(借主側)

未経過リース料

1年以内 62,946千円 (62,946千円)

1年超 104,216千円 (104,216千円)

合計 167,162千円 (167,162千円)

上記のうち( )内書残高は、資産及び負債に計上しております。

9. 1株当たり情報関係

(1) 1株当たり純資産額 277円26銭

(2) 1株当たり当期純利益 2円01銭

独立監査人の監査報告書

平成18年11月2日

マルサンアイ株式会社  
取締役会 御中

み す ず 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 仲 井 一 彦 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 新 田 誠 ㊞  
業 務 執 行 社 員

リ ン ク ス 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 船 津 雅 弘 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 川 邊 慎 太 郎 ㊞  
業 務 執 行 社 員

私どもは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マルサンアイ株式会社の平成17年9月21日から平成18年9月20日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年9月21日から平成18年9月20日までの第55期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役より監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、コンプライアンス及び内部統制システムに關しての重点監査項目を設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他使用人等から、情報の収集及び監査環境の整備に努めると共に、取締役会、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び内部監査部門の主要な事業所の業務監査報告に基づき、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合し、業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び決議に基づき整備されている体制の状況を監視、検証をいたしました。

子会社については、定期的に営業の報告を求める他、子会社の取締役及び監査役等との情報交換を図り、必要に応じて直接赴いて調査をいたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、その職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第159条各号に掲げる事項を適切な基準に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討をいたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

イ) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。

ロ) 取締役の職務の執行に関する不正の行為、法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

ハ) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みずす監査法人（平成18年9月より一時会計監査人）及び一時会計監査人リンクス監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成18年11月6日

マルサンアイ株式会社 監査役会  
常勤監査役 鈴木 治 夫 ㊟  
監査役 畝 部 泰 則 ㊟  
監査役 新 井 一 弘 ㊟

(注) 監査役畝部泰則及び監査役新井一弘は、会社法第2条第16号及び会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

期末配当につきましては、このような厳しい業績の下ではありますが、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、次のとおりとさせていただきます。

### 期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額  
当社普通株式 1株につき金 8円50銭 総額97,446,550円
2. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成18年12月14日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき次のとおり所要の変更を行うものであります。

当会社に設置する機関を定めるため、変更案第4条(機関)を新設するものであります。

株券を発行する旨を定めるため、変更案第7条(株券の発行)を新設するものであります。

単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

株主総会参考書類等についてインターネットで開示することにより、株主の皆様にご提供したものとみなすことが可能となることから、情報開示の充実を図るため、変更案第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

株主総会における代理人による議決権行使に関し、出席できる代理人の員数を明確にするため、現行定款第13条(議決権の代理行使)について所要の変更を行うものであります。

取締役会の機動的・効率的な運営を図るため、必要が生じた場合に取締役会の決議を書面又は電磁的方法により行うことができるよう、変更案第26条第2項に取締役会の決議の省略に関する規定を新設するものであります。

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社に対する取締役及び監査役の責任を法定の範囲内で取締役会の決議により軽減できることを可能とし、併せて、社外取締役及び社外監査役の招聘を容易にできるように、社外取締役及び社外監査役の責任を限定する契約の締結を可能とするため、変更案第29条（取締役の責任免除）及び変更案第38条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、変更案第29条（取締役の責任免除）の新設については、監査役全員の同意を得ております。

定款上で引用する商法の条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、また表現の一部変更、語句の修正を行うものであります。

- (2) 経営体制を機動的に構築できるようにするため、変更案第23条（代表取締役及び役付取締役）において、新たに取締役相談役を設けるものであります。
- (3) 上記のほか、条文の新設に伴う条数の変更並びに一部規定の新設・削除・変更等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第 1 条 当社は、マルサンアイ株式会社と称し、英文では、MARUSAN-AI CO.,LTD.と表示する。	(商号) 第 1 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 味噌、醤油、調味料、玄米を原料とする健康食品、惣菜食品の製造販売並びに輸出入</li> <li>2. 清涼飲料、乳飲料及び乳酸菌飲料の製造販売並びに輸出入</li> <li>3. 医薬品及び医薬部外品の製造販売並びに輸出入</li> <li>4. 農産物、畜産物及び水産物の加工販売並びに輸出入</li> <li>5. オカラの加工販売</li> <li>6. 肥料の製造販売</li> <li>7. 内外の他会社に対する投資</li> <li>8. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を岡崎市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(会社が発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、4,000万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)</li> <li>(2)</li> <li>(3)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> </ol> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 取締役会</li> <li>(2) 監査役</li> <li>(3) 監査役会</li> <li>(4) 会計監査人</li> </ol> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告により行う。但し、事故その他のやむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、1,000株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の<u>単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができる。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿及び実質株主名簿（以下「株主名簿等」という。）並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類及び株式の <u>名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する取扱並びに手数料については、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年9月20日の最終の株主名簿等に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使できる株主とする。</p> <p>2. <u>本定款に定めのある場合の他、必要あるときには、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを招集する。</p> <p>2. <u>定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年9月20日の最終の株主名簿等に記載又は記録された議決権を有する株主とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順位により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに<u>随時</u>これを招集する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月20日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会において予め定めた順序に従い他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議決権の代理行使)  <b>第13条</b> 株主が代理人により議決権を行使する場合には、その代理人は、<u>当会社の議決権を有する株主に限る。</u></p> <p>2. 代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)  <b>第14条</b> 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</u></p> <p>(議事録)  <b>第15条</b> 株主総会の議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)  <b>第16条</b> 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)  <b>第17条</b> 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  <b>第16条</b> 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(議決権の代理行使)  <b>第17条</b> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)  <b>第18条</b> 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(株主総会の議事録)  <b>第19条</b> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)  <b>第20条</b> (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法)  <b>第21条</b> 取締役は、株主総会において選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第18条 <u>取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時迄とする。</u></p>	<p>第22条 <u>取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時迄とする。</u></p>
<p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の現任取締役の任期の満了すべき時迄とする。</u></p>	<p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時迄とする。</u></p>
<p>(代表及び役付取締役の選任)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>
<p>第19条 <u>当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p>	<p>第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p>
<p>2. <u>取締役会の決議により、取締役社長1名を置き、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干を置くことができる。</u></p>	<p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役社長1名を置き、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集及び議長)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p>
<p>第20条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p>	<p>第24条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p>
<p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順位により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(取締役会の招集)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第21条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前迄に発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>第25条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前迄に各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>2. <u>取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</u></p>	<p>2. <u>取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議)  第22条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(議事録)  第23条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金)  第24条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)  第25条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(取締役会の決議方法)  第26条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録)  第27条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(取締役の報酬等)  第28条 <u>取締役の報酬、賞その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)  第29条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)  第30条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第26条 <u>監査役は株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第27条 <u>法令又は定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、定時株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</u></p> <p>2. <u>補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>3. <u>第1項の定めによる予選の効力は当該選任のあった株主総会後に最初に開催される定時株主総会開催の時迄とする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時迄とする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時迄とする。</u></p> <p>3. <u>前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時迄とする。</u></p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第29条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時迄とする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時迄とする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第33条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前迄に各監査役に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の<u>手続を経ないで監査役会を開く</u>ことができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを<u>決する</u>。</p> <p>(議事録)</p> <p>第33条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前迄に各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の<u>手続を経ないで監査役会を開催</u>することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行く。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任方法)</p> <p>第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度) 第34条 当会社の営業年度は、毎年 9 月 21 日から翌年 9 月 20 日迄とする。</p> <p>(利益配当金) 第35条 <u>利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿等に記載又は記録の株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当金) 第36条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 3 月 20 日の最終の株主名簿等に記載又は記録の株主又は登録質権者に対して商法293条ノ 5 の規定により金銭の分配(以下「中間配当」という。)をすることができる。</p> <p>(除斥期間) 第37条 利益配当金又は中間配当金は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。</p> <p>附則 第18条及び第28条の変更は、平成14年12月17日以降に選任される取締役及び監査役(第18条第2項又は第28条第2項により選任される場合を除く。)について効力を生じるものとする。</p>	<p>(会計監査人の任期) 第40条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時迄とする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第41条 当会社の事業年度は、毎年 9 月 21 日から翌年 9 月 20 日迄の 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第42条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 20 日とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当) 第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 20 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間) 第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

### 第3号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（14名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
1	下村 夙爾 (昭和13年11月24日)	昭和36年4月 株式会社マツダオート名古屋入社 昭和43年2月 当社入社 昭和60年9月 運輸倉庫部長 昭和62年12月 当社取締役就任 平成7年12月 当社取締役副社長就任 平成8年12月 当社代表取締役社長就任（現任） 平成8年12月 株式会社匠美代表取締役社長就任（現任） 平成10年1月 アメリカン・ソイ・プロダクツINC.取締役就任（現任） 平成16年2月 株式会社玉井味噌取締役会長就任（現任）  (他の法人等の代表状況) 株式会社匠美代表取締役社長 日本豆乳協会会長	267,000株
2	鈴木 擴司 (昭和20年3月7日)	昭和38年3月 当社入社 平成2年9月 関西営業部長 平成2年12月 当社取締役就任 平成5年6月 マルサンヘルスサービス株式会社代表取締役専務取締役就任（出向） 平成10年9月 当社管理本部副本部長 平成11年9月 経営管理室長 平成13年9月 管理本部長（兼）経理財務部長 平成15年9月 管理本部長 平成15年12月 当社常務取締役就任（現任） 平成16年12月 株式会社匠美取締役就任（現任） 平成17年9月 当社管理担当（現任）	56,000株
3	青木 春雄 (昭和21年9月30日)	昭和44年3月 当社入社 平成3年9月 開発本部副本部長 平成3年12月 当社取締役就任 平成11年9月 関連事業本部長 平成13年9月 生産本部長 平成16年2月 株式会社玉井味噌代表取締役社長就任（現任） 平成16年12月 当社常務取締役就任（現任） 平成17年9月 生産担当（現任）  (他の法人等の代表状況) 株式会社玉井味噌代表取締役社長	55,000株
4	三浦 里美 (昭和24年4月14日)	昭和47年3月 当社入社 平成8年9月 生産購買本部長補佐、製造、品質保証担当 平成11年9月 生産本部副本部長（兼）製造部長 平成15年12月 当社取締役就任（現任） 平成17年9月 製造部長 平成18年9月 生産統括部統括部長（兼）製造部長（現任）	17,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
5	大河内 宣久 (昭和24年7月3日)	昭和47年3月 当社入社 平成8年9月 生産購買本部長補佐、生産管理、購買担当 平成11年9月 生産本部副本部長(兼)購買部長 平成15年9月 管理本部副本部長(兼)経理財務部長 平成15年12月 当社取締役就任(現任) 平成17年9月 経理財務部長 平成18年9月 経営管理部長(兼)経理財務室長(現任)	17,000株
6	伊藤 准次 (昭和24年6月3日)	昭和47年3月 当社入社 平成12年9月 生産本部製造部みそ工場長 平成15年9月 生産本部購買部長(兼)海外調達課長 平成16年9月 生産本部副本部長(兼)購買部長、海外調達課長 平成17年9月 購買部長(兼)海外調達課長 平成17年12月 当社取締役就任(現任) 平成18年9月 購買部長(現任)	16,000株
7	太田 博幸 (昭和24年7月25日)	昭和47年3月 明治生命保険相互会社(現:明治安田生命保険相互会社)入社 昭和49年7月 当社入社 平成11年9月 営業本部関西営業部大阪支店長 平成12年9月 営業本部関西営業部長(兼)関西営業部大阪支店長 平成13年9月 営業本部西日本営業部長(兼)大阪支店長 平成14年9月 営業本部西日本営業部長 平成16年9月 営業本部副本部長(兼)西日本営業部長 平成17年9月 西日本営業部長 平成17年12月 当社取締役就任(現任) 平成18年9月 営業統括部統括部長(兼)特販部長(現任)	17,000株
8	中嶋 広明 (昭和24年10月8日)	昭和47年3月 当社入社 平成11年9月 経営管理室CC室 平成13年9月 広報室長 平成14年9月 管理本部副本部長(兼)広報部長 平成16年9月 管理本部副本部長(兼)総務人事部長 平成17年9月 総務人事部長(現任) 平成17年12月 当社取締役就任(現任)	14,000株
9	又賀 敏夫 (昭和24年10月12日)	昭和48年3月 当社入社 平成11年9月 生産本部生産管理部長 平成16年9月 生産管理副本部長(兼)生産管理部長 平成17年9月 生産管理部長 平成17年12月 当社取締役就任(現任) 平成18年9月 生産統括部副統括部長(兼)生産管理部長(現任)	15,000株
10	伊藤 明德 (昭和25年12月4日)	昭和48年3月 当社入社 平成11年9月 開発本部研究所長 平成14年9月 開発本部副本部長(兼)研究所長 平成17年9月 研究所長(現任) 平成17年12月 当社取締役就任(現任)	13,000株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
11	浅井 邦次郎 (昭和26年2月16日)	昭和44年3月 当社入社 平成10年9月 営業本部企画販促部長 平成14年9月 営業本部統括部長(兼)企画販促部長 平成15年9月 営業本部副本部長(兼)企画販促部長 平成17年9月 マーケティング部長 平成17年12月 当社取締役就任(現任) 平成18年9月 社長付(現任)	18,000株
12	岩月 博保 (昭和16年3月23日)	昭和34年3月 当社入社 昭和59年2月 豆乳工場長 昭和62年12月 当社取締役就任 平成元年8月 アメリカン・ソイ・プロダクツINC. C.E.O. 就任(現任) 平成5年12月 当社常務取締役就任 平成8年9月 生産本部長 平成13年9月 生産、関連事業、工場建設担当 平成13年12月 株式会社匠美取締役就任 平成14年9月 工場戦略、アメリカン・ソイ・プロダクツINC. 担当(現任) 平成15年12月 当社取締役相談役就任(現任) (他の法人等の代表状況) アメリカン・ソイ・プロダクツINC. C.E.O.	108,000株

- (注) 1. 候補者下村釦爾氏は株式会社玉井味噌の取締役を兼務しており、当社は同社との間で商品の生産委託及び債務保証等の取引があります。さらに、株式会社匠美の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間で商品の生産委託、資金の貸付及び債務保証等の取引があります。
2. 候補者鈴木擴司氏は株式会社匠美の取締役を兼務しており、当社は同社との間で商品の生産委託、資金の貸付及び債務保証等の取引があります。
3. 候補者青木春雄氏は株式会社玉井味噌の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間で商品の生産委託及び債務保証等の取引があります。
4. その他の上記候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の員数が欠けた場合に備えて、補欠の監査役の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
高橋 公信 (昭和24年10月21日)	昭和47年4月 当社入社 平成11年9月 品質保証部長 平成14年9月 開発本部副本部長(兼)品質保証部長 平成15年9月 内部監査室長 平成18年9月 内部監査部長(現任)	1,000株

(注) 上記候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありましたみずず監査法人（旧法人名中央青山監査法人）は、平成18年5月10日付で金融庁より平成18年7月1日から平成18年8月31日までの2ヶ月間の業務停止処分を受けたため、平成18年6月30日をもって会計監査人としての資格を喪失いたしました。

この処分に伴い、会計監査人が不在になることを回避し、当社に対する監査業務が間断なく実施されることを維持するため、平成18年7月7日をもってリンクス監査法人を一時会計監査人に選任いたしました。

また、監査業務に万全を期すること及び会計監査の継続性の観点から、みずず監査法人を業務停止経過後の平成18年9月8日をもって当社の一時会計監査人として追加選任し、一時会計監査人であるリンクス監査法人との共同監査体制により業務を遂行しております。

本議案につきましては、当社の一時会計監査人でありますみずず監査法人を本総会の終結の時をもって、あらためて会計監査人に選任いたしたくお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりです。

監査法人の名称	みずず監査法人（旧法人名中央青山監査法人）
事業所	主たる事業所 東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番5号霞ヶ関ビル32階 その他の事業所 国内25ヶ所 海外27ヶ所
沿革	昭和43年12月 設立 昭和59年7月 クーパーズ・アンド・ライブランド・インターナショナルのメンバーファームになる 昭和63年7月 監査法人中央会計事務所と新光監査法人が合併して中央新光監査法人となる 平成5年7月 中央監査法人に名称を変更 平成10年7月 クーパーズ・アンド・ライブランド・インターナショナルとプライスウォーターハウスとの間で世界レベルでの合併が成立 平成12年4月 中央監査法人と青山監査法人が合併して中央青山監査法人となる 平成13年1月 監査法人伊東会計事務所と合併 平成18年9月 みずず監査法人に名称を変更

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって取締役を退任されます小川脩氏及び鍋田紘一郎氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

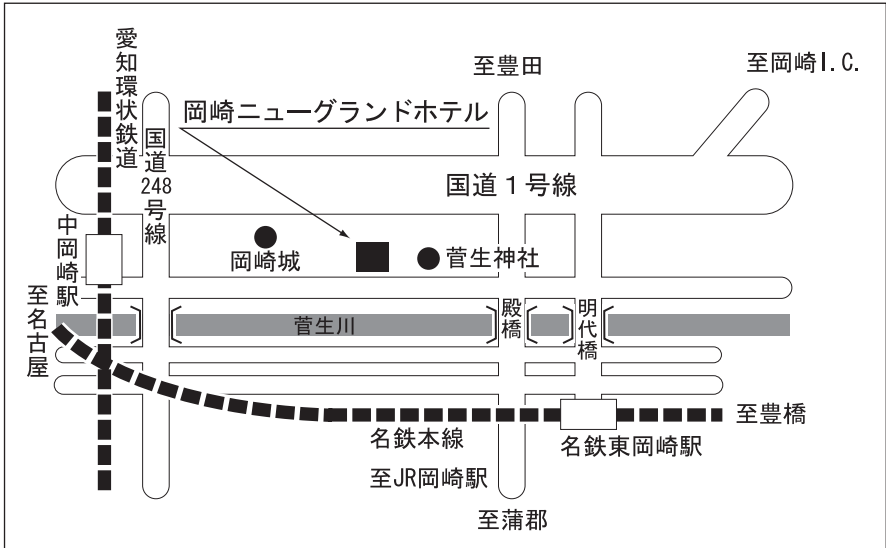
退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
小 川 脩	平成5年12月 当社取締役就任
	平成15年12月 当社常務取締役就任(現任)
鍋 田 紘 一 郎	平成2年12月 当社取締役就任
	平成15年12月 当社常務取締役就任(現任)

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 愛知県岡崎市康生町515番地33  
岡崎ニューグランドホテル3階飛龍の間  
TEL 0564 21-5111



## 会場までの交通のご案内

名鉄東岡崎駅より	徒歩	約7分
愛知環状鉄道中岡崎駅より	徒歩	約8分
JR岡崎駅より	タクシー	約10分

駐車場が手狭のため、お車（自家用車）でのご来場は  
ご遠慮下さいますようお願い申し上げます。